

議第119号

京都市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

(京都市水道事業条例の一部改正)

第 1 条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 雑則 (第27条～第31条)」を  
「第 6 章 水道の布設工  
第 7 章 雑則 (第27条  
事等 (第26条の 2 ～第26条の 4)  
～第31条) 」に改める。

第 6 章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 水道の布設工事等

(水道の布設工事)

第26条の 2 法第12条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、  
法第 3 条第10項に規定する水道施設の新設の工事及び水道法施行令第 3  
条に規定する工事とする。

(水道の布設工事監督者の資格)

第26条の 3 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次に掲げる  
ものとする。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者（以下「第 1 号の卒業者」という。）であつて、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程におい

て衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（以下「第2号の卒業者」という。）であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 第1号の卒業者又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する土木工学科若しくはこれに相当する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する土木科若しくはこれに相当する課程（これらの課程に相当する学科目を含む。）を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

## (水道技術管理者の資格)

第26条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条各号に掲げる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する大学を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては6年以上、同条第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する大学を卒業した者にあつては5年以上、同条第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては7年以上、同条第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(京都市地域水道の管理に関する条例の一部改正)

第2条 京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第6章 雑則(第22条～第25条) 第7章 罰則(第26条)」を「第6章 地域水道の布設 第7章 雑則(第22条～ 第8章 罰則(第26条)」

工事等(第21条の2～第21条の4)

第25条)に改める。

」

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 地域水道の布設工事等  
(水道の布設工事)

第21条の2 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道施設の新設の工事及び水道法施行令第3条に規定する工事とする。

(水道の布設工事監督者の資格)

第21条の3 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者(以下「第1号の卒業者」という。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者(以下「第2号の卒業者」という。)であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、2年6月以上水道に

関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 第1号の卒業生又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては6月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する土木工学科若しくはこれに相当する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する土木科若しくはこれに相当する課程（これらの課程に相当する学科目を含む。）を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第21条の4 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条各号に掲げる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以

外の工学，理学，農学，医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後，同条第1号に規定する大学を卒業した者にあつては2年以上，同条第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては3年以上，同条第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号，第3号及び第4号に規定する学校において工学，理学，農学，医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後，同条第1号に規定する大学を卒業した者にあつては2年6月以上，同条第3号に規定する短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては3年6月以上，同条第4号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(6) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部改正)

第3条 京都市京北地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条前段中「第7章」を「第8章」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

工事の施行に関する技術上の監督を行う水道の布設工事，当該布設工事の監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める必要があるので提案する。